

第36回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (9人)

1 番	卷坂 藤博	2 番	後藤 恵美子	3 番	齋藤 祐一
4 番	渡部由美子	5 番	長岡 賢市	6 番	渡部 晃子
7 番		8 番	遠藤 智行	9 番	二瓶 幸浩
10 番	安部 数幸				
4. 欠席委員 7 番 手塚 康博
5. 農業委員会事務局員 上田信幸局長 菅野邦彰局長補佐 大谷部良明主任 孫田智子主査
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第 98号 農地改良届の受理の報告について
 - 日程第4 報告第 99号 農地転用制限の例外の届出について
 - 日程第5 議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 全国的に梅雨の時期に入りまして、南部九州の方では、長崎大雨でいろいろな災害が出てるということで、これから東北にもだんだん線状降水帯とか、悪夢のような雨が降らないことを祈るばかりであります。

また、先日は同じ委員仲間の手塚康博さんの告別式に、皆さん参列をいただきまして大変ありがとうございました。急なご逝去だったゆえに、皆さんとともにご冥福を心からお祈りしたいと思います。今日はこのメンバーで多分、最後の総会になるのかなって思いまして、今までの活動をちょっと振り返えさせていただきますと、日々の活動を始めとして、地域計画も達成していただきまして、また、女性農業委員の3割、これもまた、県内でも早いうちに達成、また、農業新聞の会購読こども本当に達成、3年ありましたけど、3回ともそれぞれに達成していただきまして、また、農業者年金の年間の目標1年ごと、3年間すべて、達成したっていうことで、私も会長させていただいて、同類の関係会議の方に参加させていただいてるわけですが、本当に胸張って参加できると思いますか、本当に皆さんのおかげで豊かな1期3年を過ごさせていただいたなと思うところでありました。

また、これからも継続して次の委員会の委員になられる方もおられるわけですので、ぜひですね、今までの活動を糧として、続けていって欲しいなと思うところがあります。言いたいことは山ほどあるんですけども、本当に皆さんのおかげで、感謝を申し上げながら、本当に最後の総会をただいまから始めたいと思います。それでは、ただいまより第36回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、9番二瓶幸浩委員、1番巻坂藤博委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員 全員異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第98号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主任 それでは報告第98号農地改良届の受理の報告について報告致します。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山王原 2313 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,224 m ²	

改良届の理由であります、農地が低く、水がたまる、耕作地を改良したいためということで、届け出がありました。工事期間ですが、令和8年5月20日から令和8年12月25日までということで、施工業者が樋口建設になります。続いて、工事の概要でありますけども、埋め立てに用いる土、その他の材料ですが、種類は土砂であります。最終場所は大字高峰から100㎡を運搬して持ってくる予定になっております。表土部分につきましても同様に高峰から持ってくる予定です。なお、元あった土は1度剥がして、完了後に戻すということで伺っております。申請場所につきまして、役場から約4kmほど離れた中村観音堂の近くになります。

続いて、土砂の搬入経路であります、高峰中通りから中地区まで土砂を搬入する予定であります。7番の工事完了後の作付け計画ですが、作付け予定作物はピーマン等の野菜ということですが、ネギについても栽培されておりますので、そういった野菜を作付けする予定であります。作付けする予定時期ですが、令和9年4月からの予定であります。以上の内容につきましては、6月2日、農業委員の長岡賢市委員と農地利用最適化推進委員の山口委員と、現場を確認させていただいております。現場の様子につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。以上につきまして報告いたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第4報告第99号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 それでは報告第99号農地転用制限の例外の届出についてを報告致します。

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字荻ノ袋 181-1	
	地目地積	畑 1 筆で 107 ㎡	

飯豊町役場から南西に約7.2kmの位置にある農地でございます。詳細な場所につきましては、資料の案内図をご覧いただければと思います。地目は現況台帳ともに畑、面積は107㎡でございます。転用事由は、農作業小屋を新築するためです。転用の時期でございますが、令和8年7月1日より着手し、令和8年12月18日までに完成予定でございます。令和8年6月18日に農業委員の巻坂藤博委員と推進委員の寒河江正明委員とともに、現地確認を行っております。200㎡未満の農業用施設で自己転用の場合は、農地法の許可は不要であります、あらかじめ届け出をいただきました。以上報告いたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第5議案第118号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主任 議案第 1 1 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対するついて説明いたします

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	上屋地字若宮 263-9 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 164 m ²	

ご審議の上、許可頂きますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。10 番、私の方から補足説明をしたいと思います。〇〇〇、家族、娘さんと旦那さんに関西の方に置いてきまして、1 人だけ単身で、移住をしてきたということで、〇〇〇の実家を買いました。その時に、周りに畑がついてて、自分で作った野菜を、食べながら、生活をしてみたいということで、まず 1 年間、冬の生活を過ぎてから考えた方がいいだろうと、地域の人々の勧めもあったようです。昨年も少し畑をやっておられたんですけども、1 年間過ぎてもやっぱりどうしても畑をやりたいということで、今回このような形で、〇〇〇の方から譲り受けになったと聞いております。ただ、最初から建物と一緒にその畑の部分の金額が入ってたということで、この畑の部分の金額は無償移転ということで、推進委員の方から報告がありました。現在、住まいしながら、例えば地区のまちづくりセンター業務のお手伝いとか、各種地域の行事等々にも積極的に参加されておまして、地域ではなくてはならない人でありますし、また、家の周りの環境整備含めて、きちっとした性格の方で、はたから見ても間違いないのではないかと思いますのでぜひ検討の上、了承くださいますようよろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 3 6 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前 9 時 4 5 分会宣した。)
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年6月25日

議長

安部 敦幸

署名委員（9番）

二瓶 幸浩

署名委員（1番）

巻坂 勝博